

芦こ障第3973号

令和5年12月1日

芦屋市障がい団体連合会

(令和5年度担当)

芦屋市手をつなぐ育成会 朝倉 己作 様

芦屋市長 高島 峻輔



芦屋市障がい団体連合会からの要望について (回答)

師走の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市障がい福祉行政の推進につきまして、ご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月23日に市長との懇談会にてご要望のありました件につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

●芦屋市障がい団体連合会からのご要望

- 1 芦屋市で障がいを持つ人たちが自立して住み続けられる住居を確保してください。

(回答)

障がいのある人が安心して住み続けられる住居として、グループホームや入所施設があります。グループホームの利用者はここ数年増加傾向にあり、市内では新たなグループホームが開設しています。本市の限られた市域のなかにすべての福祉資源を確保することは難しいですが、他市のサービス提供事業所と連携を図るとともに、新規グループホームの開設を促進するための補助金制度等の案内を通じ、障がいのある人が自立して住み続けられる住居の確保に努めてまいります。

2 芦屋市障がい団体連合会の活動への支援をお願いいたします。具体的には、障がいのある人の集いの場や行事開催への協力、弊会が市民に対して行っている啓発活動、広報活動へのより一層のご協力をお願いいたします。

(回答)

日頃より、地域に向けた障がい理解に関する普及啓発活動にご尽力いただくとともに、本市の障がい施策等に対するご意見をいただき、ありがとうございます。障がいのある人やそのご家族の方々が主体となって、地域における障がい理解の促進に取り組まれることは、大変大切なことであると考えており、引き続き、応援・協力させていただきたいと考えております。

●身体障害者福祉協会からのご要望

- 1 障害者に関することを行政が決定する場合「国連の『障害者権利条約』の制定の基本である「われわれのことを我々抜きで勝手に決めないでください」(Nothing about us without us)を遂行して下さい。

(回答)

令和3年1月に施行した「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」においても、政策形成過程の参画として、障がいのある人（その家族及び支援者を含む。）や各関係団体からの意見の聴取を行うよう努める旨、定めているところです。今後も皆様のご意見を伺いながら取り組んでまいります。

- 2 第5次総合計画にある「ユニバーサルデザインのまちづくり」の具体的な行動計画を示して下さい。また、芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の合理的配慮を実施する費用の予算等を活用し、以下のことを実現して下さい。

(回答)

① 「ユニバーサルデザインのまちづくり」の具体的な行動計画

道路・公園・公共施設等は、改修に伴い、ユニバーサルデザインの視点をもって、引き続き設計検討・工事を進めてまいります。公共施設については、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化に取り組んでまいります。また、「芦屋市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区内の生活関連施設（旅客施設、建築物や道路、公園等の公共施設）や、施設間の主要な移動経路について、ユニバーサルデザインの視点をもってバリアフリー整備を進めてまいります。

また、兵庫ゆずりあい駐車場（パーキングパーミット）制度やヘルプマークなどの啓発を引き続き進めてまいります。

② 身体障害者用駐車場の拡充と利用者マナーの啓発

現在、市役所庁舎内駐車場では、地下2階に車いす使用者用駐車区画及び地下1階に兵庫ゆずりあい駐車場として駐車スペースを設けております。

ご利用される場合は、駐車場入口の警備員にお声がけいただきますようお願いいたします。

また、兵庫ゆずりあい駐車場に関するチラシには、必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力を求める文言を入れるなど、制度の趣旨の普及啓発に努めているところです。

③ 市役所、駅など公的機関や多くの利用者がいる場の音声認識システムの導入

市役所の窓口では、聴覚障がいのある人への意思疎通支援は、手話通訳者の設置、筆談などにより行っているところです。会話がリアルタイムで文字化される音声認識システムなどICT技術については、各市の取組状況などを参考にしながら、より円滑なコミュニケーションツールの最新状況の把握に努めてまいります。

④ JR 芦屋駅北側歩道の整備と点字誘導タイルの増設

JR 芦屋駅北側歩道の段差や凹凸に関しましては、現地確認し、補修が必要な場合対応してまいります。点字誘導タイルの増設につきましては、横断歩道接続部では、鉄道駅半径500m内の歩道を優先的にバリアフリー化工事を行っており、点状ブロックが設置されていない箇所については設置してまいります。また、芦屋市バリアフリー基本構想（JR 芦屋駅周辺地区）に位置付けている特定道路につきましては、計画的に誘導ブロックの設置を行ってまいります。

⑤ 音声信号機の増設

信号機の管轄は警察となるため、芦屋警察署にご要望の箇所を伝えたとこ、下記の回答を得ております。

(以下芦屋警察署からの回答)

音響式信号機の設置は、交通流、交通量、道路状況等の調査及び地元自治会との調整が必要となります。調査結果に基づいて、県警本部で設置の可否が判断され、年度ごとの事業となります。現地調査等を実施の上検討します。

⑥ 手話言語の普及

本市では、「芦屋市心がつながる手話言語条例」を平成29年4月1日に施行し、手話奉仕員のフォローアップ研修や市職員及び関係機関を対象とした定期的な手話教室を実施するとともに、学校園においても、福祉学習で手話講座を実施するなど普及に努めております。

また、今年度は、あしや市民活動センターと協働し、障がいのある人や市内高校生などと一緒に手話を普及するためパンフレットの作成に取り組んでいるところです。引き続き、手話を言語と位置付け、手話への理解促進に取り組んでまいります。

⑦ JR 芦屋駅南地区再開発の早期着手によるバリアフリー化

JR芦屋駅南地区市街地再開発事業においてはスケジュールに遅れが生じていますが、早期完成に努め、芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）に基づき駅周辺のバリアフリー化を実施してまいります。

⑧ 芦屋川の一部でも可能なバリアフリー化

以前より、芦屋川の完全バリアフリー化の要望を伺い、河川管理者の県に対して要望してきま

したが、実現には至っておりません。

この度、一部でも可能なバリアフリー化として要望をいただいておりますが、今後、県に要望するうえで、市としても利用方法や安全対策等、様々な課題に対する検討が必要と考えております。

貴会が今回要望されておられる内容等について、具体的にお示しいただくか、可能であれば事前に協議の場を設定させていただき、その内容について、県に要望させていただきます。

⑨ 松浜町芦屋公園の北側入口と公園内東屋のバリアフリー化

芦屋公園（南）のバリアフリー化につきましては、南側入口からの経路をバリアフリー化経路として整備しているため、北側入口からの園路のバリアフリー化計画はありませんが、南北に長い公園であることから、利便性を鑑み、乗り入れブロックの切下げ等一部のバリアフリー化を検討してまいります。また、公園南端にある東屋につきましては、バリアフリー化に向けた設計を検討してまいります。

3 障がい者日常生活用具給付事業の用具は、最先端技術を用いた用具も対象にしてください。

(回答)

阪神間の実施状況、実施方法を確認し、日常生活用具の対象項目等について見直しを行ってまいります。日常生活用具も日々新しくなっていますので、日常生活用具の展示会への参加など、最新状況の把握にも努めてまいります。

4 障害者医療補助制度に身体障害者4級を対象としてください。

(回答)

障がいのある人への福祉医療費助成は、障がい者手帳の種別ごとの対象者の割合や他市の状況を踏まえて実施しており、今後も引き続き、他市の動向を注視しながら検証してまいります。

5 芦屋市身体障害者福祉協会が実施する市内の身体障害者やその家族を対象とした事業実施する際の通知の協力をしてください。

(回答)

各障がい団体などが主催する事業の周知は、全戸配布である広報あしや、障がい福祉のポータルサイト「あしやねっと♪」への掲載をご紹介させていただいております。また、チラシなどをいただければ、窓口などで配架・周知することも可能です。なお、広報あしやへの掲載をご希望の際は、障がい福祉課までご連絡いただければ、広報国際交流課へ掲載依頼をさせていただきます。

●身体障害児者父母の会からの要望

1 緊急時を含めた「医療的ケア」を必要とする障害者の「ショートステイ」

市民病院やライフサポートステーションなど、現在ある施設を活用して、医療的ケアを必要とする障害児者のショートステイ先の確保をお願いしたい。

病院、高齢者施設、障害者施設を活用して障害者サービスを提供できる施設を確保をお願いしたい。

(回答)

医療型短期入所サービス（ショートステイ）については、兵庫県において、医療的ニーズを有する重症心身障害児者等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう、県内の医療機関が実施する指定短期入所事業所において、輪番制により空床を確保しているところです。

医療的ケア児支援協議会を設置し、保健、医療、福祉、保育及び教育の各関係機関が情報共有を行い、連携を図るための協議をはじめたところです。今年度においては、対象者の把握、対象者へのアンケート調査を予定しております。

みどり地域生活支援センターについては、事業者と協議を重ね、効果的な活用を検討してまいります。

2 「身体障害者手帳」のみを所持する「障害児」の中学校卒業後の進路

芦屋市在住者の身体障害者手帳保持者の県立芦屋特別支援学校での受入態勢を確実なものとしていただきたい。また、在学時、身体障害児にあったカリキュラム作成をお願いしたい。

(回答)

身体障害者手帳のみを所持する生徒が中学校卒業後に特別支援学校への進学を希望する場合、現状では公共交通機関を使って片道1時間以上かかる学校か、寄宿舍のある学校しか選択できず、身体障害者手帳を所持している生徒にとって通うことが困難な状況にあります。

県立芦屋特別支援学校での身体障害者手帳のみを所持する生徒の受入と個に応じた指導内容

については、このような芦屋市の現在の状況を伝えながら、今後も兵庫県教育委員会へ要望してまいります。

3 「機能訓練事業」の充実

身体障害者のQOLの向上のため、機能訓練は残存機能の低下防止に不可欠であり、尼リハとの連携で、福祉センターでの訓練の時間帯の延長、市内での18歳以上の受け入れの実現、市民病院などでのリハビリの受け入れをお願いしたい。

(回答)

本市の障がい児機能訓練事業については、心身に障がいを有する児童等に対し、適切な訓練を行うことにより個々の状況に応じた日常生活の自立を助けることを目的に実施しており、早期療育が主たるものであることから、18歳以上の受け入れは現在のところ考えておりません。

成人期以降についても、定期的に適切なリハビリ施術を受けることで、機能低下のスピード緩和や機能維持等を図ることができることから、こうした受診を促進するため、令和3年7月より訪問看護ステーション等の訪問看護療養費（医療保険適用分）が福祉医療の助成対象となりました。

なお、令和2年2月より尼崎市に兵庫県立障害児者リハビリテーションセンターが開設され、障がい児機能訓練を終了した後の訓練施設として利用希望に応じて紹介しているところであり、今後も情報提供等必要に応じて行ってまいります。

芦屋病院は、手術後などの急性期医療における機能回復リハビリテーションを中心に実施しているため、当院のリハビリテーションの機能では受け入れが困難と考えております。

4 障害児者の「居場所」の充実

18歳以上の通所施設等利用後の居場所、身体障害のある方を受け入れるグループホームの検討を引き続きお願いしたい。

(回答)

18歳以上の方の居場所につきましては、「芦屋市自立支援協議会専門部会」で検討し、障がいのある人の保護者の方などが中心となって、「つむぐ広場」を毎月1回開催していただいているところです。

また、「つむぐ広場」以外にも、芦屋市内にある既存の居場所の情報収集や、障がいのある人が来店した際、できる限り配慮することを心がけ、障がいのある人の社会参加を応援するお店を登録していただく「みんなにやさしいお店事業」を令和5年度より開始しました。居場所の情報については、「あしやねっと♪」などを通じて、情報発信してまいります。

身体障がいのある方を受け入れるグループホームは兵庫県内に数か所しかないことは認識しているところですが、本市で当該施設を建設する考えはございません。

5 福祉課の相談窓口の復活について

現在、悩みがあり相談したくても、福祉課の窓口は臨時職員の方しかおられません。

是非市民に優しい専門性の高い窓口を復活させて下さい。

(回答)

障がい福祉課の窓口では、すべての職員が障がいのある人やご家族からのご相談に対し、ご本人やご家族の意思をできる限り尊重しながら対応するよう心掛けています。また、ご本人やご家族に寄り添いながら、最善な支援ができるよう、障がい福祉課として他の職員とともに考えたり、研修などを受講し、障がい福祉に関する知見を深め、様々なご相談に対応できるよう取り組んでおります。

6 芦屋市一般会計における福祉予算の近隣市区町村レベルへの見直しについて

近隣市区町村と比べて芦屋市の福祉サービスは障害者の数に比べて利用率も低く利用頻度、サービス事業者自体も少ないのが現状です。

まず、近隣地域と同レベルの福祉一般会計予算の確保をお願い致します。

(回答)

障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉サービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制を確保するための取組の方向性を定めた「障がい福祉計画」を策定し、事業の推進を図っております。本市の限られた市域の中にすべての福祉資源を確保することは難しいため、他市との連携を図りながらサービス提供体制を確保してまいります。

また、限られた財源の中で、障がい福祉に関する予算を確保していくこととなりますが、過去からの推移や直近の動向などから、次年度のサービス利用量を適切に見込み、障がいのある人が地域などで安心して円滑に暮らしていただけるよう、予算の確保に努めております。

7 移動支援の利用拡大

介助者の就労持続のためにも学校・施設への送り迎えを可能とする利用拡大

(回答)

障がい団体のみなさまやサービス提供事業者など関係機関と一緒に障がい福祉サービス等ガイドラインを作成するとともに、移動支援のサービス利用に関し、条件はありますが、原則、自宅から自宅へのサービス提供としていた始点・終点の見直しなど、ご利用いただきやすいよう令和5年度から見直しを行っております。

学校・障がい者施設への送迎につきましては、移動支援事業が障害者総合支援法上、社会生活に必要な不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を行うことを目的としていることから、通年かつ長期にわたるものは対象外としており、拡充の予定もございません。

●手をつなぐ育成会からの要望

1 コロナ禍の前に毎年開催されていた「ふれあい運動会」「年末のつどい」に代わる新しい行事は何か決まりましたか。進捗状況を教えてください。

(回答)

コロナ禍及びインフルエンザの流行もあり、現在のところ進捗しておりません。どのような形のものが最適なのかを含めて、今後関係機関との調整や協議を行ってまいります。

また、市民活動をされておられる団体において、障がい者スポーツの体験会や障がいのある人もない人も参加できるイベントの開催に向け取り組んでおられるということも聞いており、そういった活動の情報発信なども行ってまいりたいと考えています。

2 市役所の新入職員には是非とも知的障がいの疑似体験に参加していただきたいと思います。新人研修に組み込んでください。

(回答)

おむすび隊に実施いただいている知的障がい・発達障がいの疑似体験について、令和5年度は、福祉業務基礎研修において、福祉室の新規配属職員および希望する全職員を対象にご要望の疑似体験を実施したところです。

令和6年度につきましても、関係課間で連携しながら障がいへの理解促進に資する取組を検討してまいります。

3 芦屋市には知的障がいを持つ人が親なき後も暮らせるグループホームや入所施設が圧倒的に不足しています。市として新設することは難しいかもしれませんが、例えば現在使われていない市有地や施設を提供していただくような形で支援していただけないでしょうか。高島市長は選挙の時に「芦屋市を世界一住み続けたい街にしたい」とおっしゃいました。芦屋市ですっと暮らすことを願う知的障がい者が、住み続けられる街にしてください。

(回答)

本市に所在するグループホームや施設入所支援を行う施設のうち、グループホームはここ数年で増加傾向にあります。障がい者(児)福祉計画にも記載のとおり、本市の限られた市域のなかにはすべての福祉資源を確保することは難しく、他市との連携も必要となっています。

市が所有している土地のうち、都市計画道路予定地等のすぐに活用予定がない土地については、事業までの当面の間、貸付けの申し出があった場合に、事業用定期借地等で有償貸付けや社会福祉法人からグループホームの建設のご相談があった場合は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金並びに本市が実施主体である社会福祉法人が経営する社会福祉施設の建設費に係る補助金が該当すると考えられますので、当該補助等についてご案内しているところです。

●芦屋家族会からの要望

1 芦屋市に精神障害者むけのグループホームを、サテライトや多様な方式で対応できるような形で対応して下さるようお願いいたします。

精神障害者の家族は高齢化による8050問題を抱えています。8050問題とは80代の親が50代の当事者と一緒に暮らし、世話することを余儀なくされている問題です。80代の親は体力的にも気力的にも限界に達し、当事者は親に甘えてなかなか自立が出来ない状況にあります。また病院からの「地域移行」の促進や家族のレスパイトの場（ショートステイ的）としてもグループホームの必要が急激に高まっています。

そのような実情に鑑み国は当事者の自立や社会への順応を目指してグループホームなどでの生活を推奨していますが、芦屋市には精神障害者のグループホームがAMSC（芦屋メンタルサポートセンター）に一箇所「プランツ」があるだけです。しかもここは男性のみのグループホームで女性のグループホームは皆無です。このように芦屋市にはグループホームが極端に少ないため、精神障害者は他市（神戸市、西宮市、尼崎市など）のグループホームに住むことを余儀なくされています。しかし、住み慣れない他市で暮らすことには抵抗があり、住み慣れた芦屋市で暮らすことを切に望んでいます。市長が目指す「住み続けたい芦屋市」に障害者も住み続けることが出来るようなグループホームやサテライト型住居などの増設の実現をお願いいたします。

（回答）

本市に所在するグループホームは、ここ数年で増加傾向にありますが、障がい者（児）福祉計画にも記載のとおり、本市の限られた市域のなかにすべての福祉資源を確保することは難しく、他市との連携も必要となっています。

社会福祉法人がグループホームを建設する場合は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金並びに本市が実施主体である社会福祉法人が経営する社会福祉施設の建設費に係る補助金がございますので、情報提供などを行い、建設に向けた支援を行ってまいります。

2 芦屋市の公文書において「障がい」を「障碍」表記に変革することを要望します。

「しょうがい」の人は、「障」（心身にさわりがあって）にして「碍」（日常生活に著しく不自由がある）だが、「害」（他人に害を及ぼす存在）ではない。これを主張し続けていますが、なかなか進みません。

芦屋市は「障害」を「障がい」表記にしました。「害」の漢字を用いない事に温かい配慮を感じます。しかし、ひらがな交じりの漢字は意味が通じにくいです。やはり「障碍」と表記するのが意味を表しているの正しいと思います。これまでの数回の要望書に対して芦屋市は「碍」の漢字が常用漢字に加えられたら検討すると回答しています。今一度、芦屋市の公文書において「障碍」表記に変革してくれるよう今年度も要望します。

（回答）

本市では、現在、誰でも平易に読むことができるという観点から、可能な限り平仮名表記を採用しており、令和2年度から課名も平仮名表記に改めたところです。

「碍」の表記については、国において、「法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いる」とされていること等により、直ちに常用漢字表に追加することは困難である。ただし、常用漢字表の次の改定が行われる際には選定基準の見直しが必要であるかどうかを改めて検討することとするとともに、「障害」の標記に関しては当事者を中心とした議論が進むように期待しながら見守りつつ、国語施策の観点からも用語全般に関する課題を広く解決していくための考え方を整理することができないか検討する。」とされておりますので、今後の国の動向を注視してまいります。

3 公共交通機関の運賃割引の恩恵を受けられるようにして下さい。

平成30年7月17日、芦屋市議会で「精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める決議」が行われ、交通事業者に対して公共交通機関の運賃割引制度について精神障害者も、身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とするよう強く求めることが決議されました。大変ありがたいことだと感謝しております。しかし、その後、この決議事項を公共交通機関に申し入れをしたところ、事業者は精神障害者の場合、手帳に写真を貼付していない人もいるという理由で却下されたと聞いています。しかし、写真を貼付している人の方が多いのですから、写真貼付者にはこの助成を適応してください。また、障害福祉課は手帳申請時に写真貼付の義務を強調して下さい。

更に、コロナ禍により事業者の経営面を配慮して市は要望を控えていると聞いていますが、現在は平常化しています。再び市からの働きかけをお願いします。

(回答)

精神障害者保健福祉手帳については、申請に当たり、原則、写真の提出が必要です。しかしながら、一方では、写真の提出を拒まれるかたもおられる現状があることから、兵庫県に了解を得た上で、受給できない制度もあることを御理解いただくことを前提に申請を受理しております。

各種割引制度を利用する場合、正当にご利用いただくことが前提にあり、その制度を維持していくためにも、事業者としては、写真による本人確認はやむを得ないと考えます。

本市としましては、これまでと同様、写真を貼っておられるかたを対象に運賃割引等制度を適用いただきますよう、交通事業者へ要望していきたいと考えており、先日も全国の公共交通機関で他の障がいのある人と同様の取扱いとなるよう事業者に対し改善のあっせんなどの対策を講じるよう近隣市とともに、国・県へ要請をさせていただいたところです。